

## 訪問看護ステーションI 介護保険 料金表

(令和8年1月現在)

### ●訪問看護費（介護保険給付1割負担分）

① 20分未満	314単位
② 30分未満	471単位
③ 30分以上1時間未満	823単位
④ 1時間以上1時間30分未満	1128単位
⑤ 1回20分（理学療法士等）	294単位
※⑤ 1日に2回を超えて実施する場合	90/100
☆①～④准看護師の訪問の場合は	90/100

### ●予防訪問看護費（介護保険給付1割負担分）

① 20分未満	303単位
② 30分未満	451単位
③ 30分以上1時間未満	794単位
④ 1時間以上1時間30分未満	1090単位
⑤ 1回20分（理学療法士等）	284単位
※⑤ 1日に2回を超えて実施する場合	50/100
☆①～④准看護師の訪問の場合は	90/100

※1単位は、高崎市の場合6級地で10.42円。その他、地域差あり。

### ●加算群

☆初回加算I（新規利用者）（月1回）退院当日	350単位
初回加算II	300単位
又は退院時共同指導加算（1回、特別管理2回）	600単位
☆早朝・夜間加算（早朝6時～8時）（夜間午後18時～22時）	単位数の25%
深夜加算（午後22時～午前6時まで）	単位数の50%

☆緊急時訪問看護加算（1月につき） 600単位

\*緊急時訪問は所要時間に応じた単位数を算定（特別管理加算の対象者は2回目以降の早朝・夜間・深夜加算の算定を致します）

☆特別管理加算（I）（1月につき）

- ・在宅悪性腫瘍患者指導管理
- ・在宅気管切開患者指導管理
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態

☆特別管理加算（II）（1月につき）

- ・その他 特別な管理を必要とする利用者に対し計画的な管理を行った場合

500単位 250単位

☆複数名訪問看護加算（同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合）

30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回

☆長時間訪問看護加算（1回） 300単位

☆看護・介護職員連携強化加算（特定業務） 250単位

ターミナルケア加算（1月につき） 2,500単位

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアで、24時間以内に在宅以外での死亡を含み、医療保険の訪問看護との通算可

\*介護予防訪問看護費については算定しない

\*区分支給限度基準額の枠外加算

☆サービス提供強化体制強化加算 1回につき6単位

\*区分支給限度基準額の枠外加算

・その他の利用料・保険外（ご利用者の訪問看護提供に関する差額）

訪問提供時間帯		単位	金額
営業時間内 1時間 30分を超える訪問（長時間訪問看護加算の対象外の時）	8：30～17：30 0	30分毎	4,000円税 別

自己負担限度額以上の訪問看護を利用の場合	超過分	全額負担
年末年始・土日祝日の訪問利用料別途請求（1訪問につき）	-----	1,000円内 税

訪問看護に要した交通費は次の額とする（訪問エリア外の場合）（外税・税別）

交通費	事業所を基点として、片道の利用料（すべて税別） 10km未満…300円 10km～20km未満400円：20km以上500～円 公共交通機関利用の場合は、実費
-----	--

死後の処置料	20,000円（税別）
--------	-------------

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合にはキャンセル料金は請求いたしません。

以上について同意します。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_